

第183回定時株主総会「第6号議案 取締役等に対する信託型株式報酬制度の改定に伴う報酬等の額及び内容改定の件」に関する補足説明

2022年3月30日に開催予定の当社第183回定時株主総会に付議する「第6号議案 取締役等に対する信託型株式報酬制度の改定に伴う報酬等の額及び内容改定の件」(以下「本議案」)に関し、一部の株主・投資家の方から下記の点につきお問合せをいただいております。

本議案の内容及び本年度から改定する信託型株式報酬制度(以下「本株式報酬制度」)の概要につきましては、招集ご通知及び2022年2月14日付適時開示「役員の報酬額改定並びに信託型株式報酬制度の改定に伴う報酬等の額及び内容改定に関するお知らせ」に記載のとおりですが、より正確なご理解をいただけるよう、下記のとおり補足説明いたします。

記

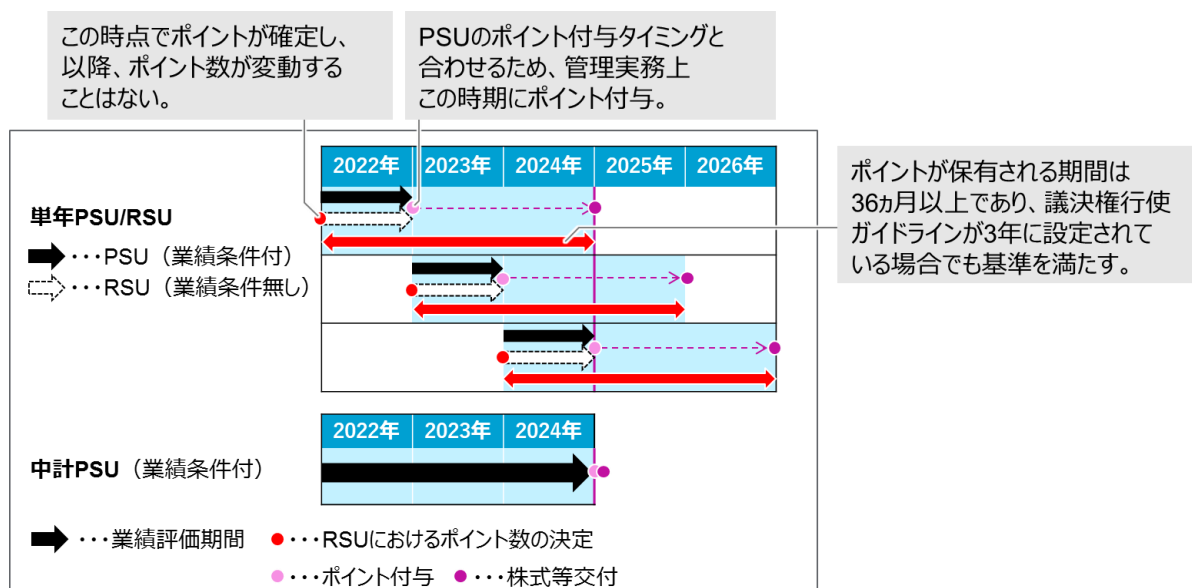
1. お問合せの内容

本株式報酬制度において一定の業績達成を条件とせず付与されるリストラクテッド・シェア・ユニット(以下「RSU」)について、ポイント付与から株式等交付までの期間が2年間となっていることから、権利付与から確定までの期間につき議決権行使ガイドライン上の基準を3年間に設定されている株主・投資家の方から、当該基準に満たないのではないかとのお問合せやご指摘をいただいております。

2. 当社の見解(結論)

RSUのポイント付与時点はあくまで管理実務上の便宜に基づくものであり、ポイント自体は計算期間の始期に確定します。すなわち、対象期間始期から対象者による株式取得の権利確定まで3年間を確保するものであり、議決権行使ガイドライン上の基準を3年間に設定されている株主・投資家の皆様にもご支持いただける内容であると考えています。

(株式報酬の業績評価・ポイント付与・株式交付) ※招集通知に記載の図に一部補足情報を追記



3. 当社の見解（詳細）

本株式報酬制度における RSU の対象者（社内取締役及び執行役員。以下「対象者」）へのポイント付与及び株式交付の基本的な仕組みは、対象事業年度におけるポイント計算期間の始期（以下「対象期間始期」）から起算して 3 年後に、対象者が在任していることを条件として、付与されたポイントと同数の株式交付を受ける権利を与え、その年の一定時期に株式を交付するものです。

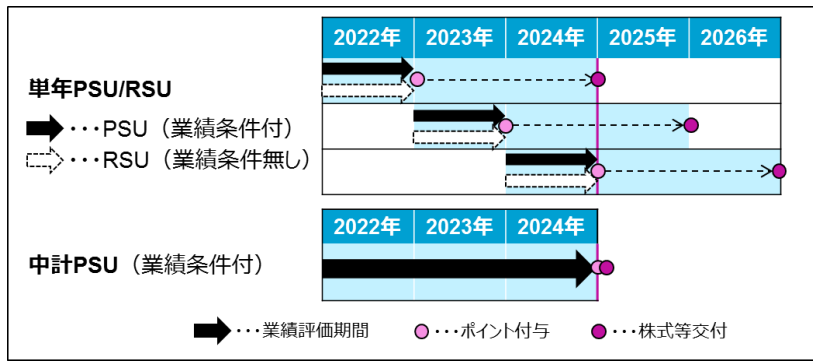
RSU において付与されるポイント数は、対象期間始期時点における役位及び職責によって定められる基準額を、同時点における株価で除して算定されます。RSU のポイント付与のタイミングについては、対象事業年度の業績が確定する翌年に設定しておりますが、これは業績連動を伴う単年パフォーマンス・シェア・ユニット（以下「単年 PSU」）とあわせ、単年部分全体でポイント管理実務を行う目的により、便宜上その時期としたものです。

従って、RSU は、対象期間始期から対象者による株式取得の権利確定まで 3 年間を確保するものであり、当該 3 年間の株価に連動する制度設計となっております。権利確定までの期間は、任期満了や死亡による退任等のやむを得ない事由による退任を除き、株式は交付されず権利譲渡もできない設計としており、3 年という権利確定までの期間の設定とあわせ、本株式報酬制度におけるリテンション及び中長期的な企業価値の向上を図る狙いは適切に実現されるものと考えております。

本議案は、2022 年から開始する当社の新たな中期経営計画における財務・非財務の目標達成をより一層促すべく、役員報酬と業績及び企業価値との連動性をさらに高め、より株主目線に立った株式報酬制度として推進することを目的としております。株主・投資家の皆様におかれましては、上記 RSU の補足説明とあわせご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上

(株式報酬の業績評価・ポイント付与・株式交付) ※招集通知に記載の図 (原案)



(対象者の役位ごとの報酬構成比)

